日教組第106回定期大会開催

日教組第一〇六回定期大会が、日本教育会館にて、七月一五日～一六日の二日間の日程で開催されました。大会では、教職員の働き方に社会的注目が集まるなど、学校現場のとりくみに対する関心が高まる中、全国各地での実践報告等の活発な論議が繰り広げられました。神教組からは、一六人の代議員と八人の傍聴者が参加し、神奈川の実態を訴えるとともに、日教組方針を支持する立場で大会に臨みました。

泉中央執行委員長は、冒頭、挨拶の中で、九州北部豪雨についてふれ、被災された方々へのお見舞いや、亡くなられた方々のご冥福と、一刻も早い復旧・復興を願う、と述べました。続いて、「教育と民主主義」「働き方改革」「組織の拡大・強化」の課題をあげました。（以下、挨拶より抜粋）

第一点目は教育と民主主義についてです。

まず、「特別の教科　道徳」について、運動方針案に記述している「教科化は、一定の価値観の押しつけとなることから懸念を表明」「道徳観を評価することは、たとえ記述によるものであっても内心の自由を侵害するとして反対」ということが、前提にあります。

「道徳」の検定教科書は、全国一律に、規定された価値観や規範意識の押しつけにつながっていくことが危惧されます。生活科新設時の教訓に学び、各学校で創意工夫した教育実践にブレーキがかかるようなことは、避けなければならないと考えます。

教育基本法の二〇〇六年「改正」では、「我が国と郷土を愛する」ことが明記されました。これにより、道徳の教科書検定にも「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」の観点から意見が付されました。

一方で、安倍政権は、「特定秘密保護法」「集団的自衛権行使容認」「安全保障関連法」「テロ等準備罪（共謀罪）法」と、数の力を背景に強引な国会運営を行ってきました。まさに民主主義の危機です。とりわけ、九条に自衛隊を明記することは、九条二項を形骸化させるもので、戦後、日本が歩んできた「平和国家」の道からはずれることになります。帝国憲法下の社会、戦前回帰の本音が読み取れます。国民教化を担ってきたのが戦前・戦中の教育でした。私たちは、そのような社会は「ノー」です。

道徳の授業づくりにあたっては、体験的な活動を生かすことや子どもにとって身近で日々の暮らしに結びつく地域素材の活用、人権やジェンダー平等の視点でとらえたときに、どのような授業展開ができるかなど、「日教組カリキュラム提言」も活用し、「多面的・多角的に考える」授業づくり、教育研究活動をすすめていきましょう。

同時に、日教組組合員の多くが公務員です。憲法第九九条「憲法尊重擁護義務」を課せられた公務員としての立場からも、立憲主義、憲法の三原則を堅持し、憲法の理念にもとづいた社会の実現のための運動や教育実践にとりくんでまいりましょう。

第二点目は学校現場における「働き方改革」についてです。

教職員の働き方については、ＯＥＣＤのＴＡＬＩＳ２０１４、連合総研の実態調査、そして、四月に公表された文科省の「教員勤務実態調査（速報値）」によって、いずれも教員の勤務実態は限界に達していることが明らかとなりました。

日教組は、「緊急政策提言」をまとめ、与野党、連合、教育関係団体などへの要請や新聞意見広告など、世論喚起にも努めてきました。折しも、政府の「働き方改革実行計画」が決定されました。連合は、私たちの要請を受け止め、「二〇一八～二〇一九年度政策・制度要求と提言」の中に「教職員の超過勤務の実態を把握するとともに、教員にも労働基準法第三七条を適用し、長時間労働の是正をはかる」ことを新たに盛り込みました。

かつてないほど教員の長時間労働に係る世論が高まっている中、文科大臣は、「学校における働き方改革に関する総合的な方策」について中教審に諮問しました。

日教組として、労基法の適用、上限規制、給特法の見直し、定数改善などの「一五の緊急提言」をふまえた運動、働きかけを、さまざまなチャンネルとつながりながらすすめてまいります。

その一方で、「質」も「量」も求める次期学習指導要領が実施されていく中、教職員の時間外勤務がさらに増大していくことが危惧されます。

政府の「骨太の方針二〇一七」で創設が打ち出された「キッズウィーク」について、働き方改革の視点からふれておきます。昨今、点数学力の向上をめざした「土曜授業」の導入や次期学習指導要領における授業時数増への対応としての土曜日活用の例示などがなされています。夏季休業などを削って「キッズウィーク」を実施するよりも、完全学校週五日制の通知でうたわれている趣旨に立ち戻り、子どもたちが豊かな週末を過ごす条件整備を、合理的配慮も含めて施策化することのほうがすっきりすると考えます。子どもの権利条約第三一条「休息及び余暇についての権利」。子どもが権利行使の主体なのですから。

教職員の働き方改革の視点からも、子どもたちに豊かな週末を保障していくことこそが、結果的に教職員の長時間労働の是正にもつながるのだと考えます。

いずれにしても、私たち自らのとりくみとして、世論の高まりも生かし、人事委員会勧告期、確定期のとりくみを強め、実感が持てる教職員の働き方改革の実現にむけ、一歩でも二歩でも前へ、全国的なうねりを作り出してまいりましょう。

第三点目は組織の拡大・強化についてです。

各単組・支部・分会で「組織拡大・強化戦略の基本方針」にもとづくとりくみが展開され、新規採用者をはじめとした青年層の組合加入数は増加し、臨時・非常勤教職員や再任用者の組織拡大もすすみました。この成果と課題をもとに、今年度からは「組織拡大・強化のとりくみ方針Ⅱ」にもとづいたとりくみをすすめています。その中で、教職員の長時間労働是正のとりくみを、組合の存在が実感できるものとして、組織拡大・強化につなげていかなければなりません。同時に、子どもの笑顔あふれる学校づくり、職場教研の充実、分会会議の定例化、協力・協働の職場づくりにもつなげていかなければなりません。長時間労働の是正は、組織強化にとって、相乗効果を生み出すものだと考えています。

日教組結成七〇年。脈々と積み上げられてきた運動と教育研究活動の歴史と成果・教訓を若い世代に継承していかなければなりません。そのために、五年スパンの計画として、労働学校を久方ぶりに開催します。女性参画に加えて青年層の参画を促進し、日教組運動を未来につなげてまいりましょう。

泉中央執行委員長は、運動を強力に展開していく決意を最後に述べ、挨拶をしめくくりました。

運動の総括に関しての質疑では、「護憲のとりくみ」「大学入試制度の変更」「学習指導要領改訂による授業時数増」「退職手当」「地教行法改正の経緯」等に関する多くの質問が出されました。

続いて、運動の方針や当面のとりくみについての提案を受けた後、質疑では神教組から臼井執行委員が二点について質問しました。

1．医療的ケアの必要な子どもを含む、全ての子どもが、安心してともに過ごすことのできる環境にするために、今後どうとりくまれるのか、また、養護教諭の職務とその考え方について、日教組の見解をお聞かせください。

答弁…看護師の配置については、昨年度から特別支援学校だけでなく、小中学校にも配置がされるようになったが、まだまだ十分ではない。すべての子どもの教育条件整備は喫緊の課題であり、ともに学ぶという視点でとりくみをすすめなければならない。日教組は今後も継続して人的配置を要求していきたい。養護教諭は教職員の一人として、教職員、保護者、ケアを受ける児童生徒との十分な話し合いのもと、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、とりくみをすすめる必要がある。

2．運動部活動の運営適正化にむけて、「働き方改革」の観点も含めて、日教組はどのような意見反映をしていくのでしょうか。

答弁…働き方改革の中で、部活動のあり方、見直し等が議論されている。スポーツ庁は部活動についてのガイドラインを作成して、今年度末に発行するとしている。教職員の長時間労働是正にむけても必要だが、何よりも私たちは、子どもの人権や健康を守る観点で、部活動を見直す必要がある。ガイドラインを作成するにあたっては、子どもの人権や健康の視点が入るよう、関係各所に意見反映をしていく。四月から、部活動指導員の大会等への単独引率が可能となった。学校現場にとってより有効に機能するために国としての財政上の支援が必要である。

次に、「現場の多忙な状況の是正へむけた『働き方改革』」「免許更新制についての課題認識」「教職員を含めた学校におけるＬＧＢＴへの人権的配慮」「青年層を中心とした組織強化拡大」「平和教育」等についての各単組の活発な討議が行われました。

神教組からは、宮坂執行副委員長・宮崎執行委員が日教組原案を支持し補強する立場で討論に参加しました。（後頁に全文掲載）

日教組原案は参加代議員の賛成多数で可決され、承認・決定しました。最後に「ゆたかな学びを創造する学校づくりにむけた特別決議」「教職員の長時間労働是正、ワーク・ライフ・バランスを実現し、生活時間を取り戻す特別決議」「『教え子を再び戦場に送るな』の不滅のスローガンのもと、憲法理念の実現をめざす特別決議」が採択され、続けて大会宣言が満場一致の拍手で採択されました。

（後頁に大会宣言・特別決議を掲載）

質問をする　臼井執行委員

教育情報
横浜市西区藤棚町2-197
神奈川県教職員組合
発行人 芹沢秀行
編集責任 臼井千浪
http://www.ktu.or.jp
No.721
2017.8.1

日教組第106回定期大会開催
岸部都さんに会いに行こう!
各専門部総会報告

討論

神奈川県教組の宮坂です。

日教組方針を支持し、補強する立場で、神奈川におけるインクルーシブ教育と、この間の教研改革のとりくみを報告することで討論に参加します。

神奈川では、県教委との協議をすすめる中で、早くから、すべての子ができるだけ同じ場で学ぶことを基本とし、一人ひとりを大切にする教育の実践にとりくんできました。

現在のインクルーシブ教育のとりくみとして、小中学校においては、「特別支援学級」という形ではなく、できるだけ通常の学級でともに学びながら、必要な時間に適切な指導を受けることができる場の設定とその仕組みづくりをすすめています。

また、高校においては、知的障害のある生徒を県立高校の普通学級で受け入れ、ともに学ぶとりくみが今年度から始まっています。どちらもまだまだ課題はありますが、すべての子どもが同じ場で学ぶための一歩として受け止め、子どもたちにとって、よりよいものにしていきたいと考えています。

「インクルーシブな学校」の実現にむけ、人的配置などを含めた条件整備を要求していくことはもちろんですが、私たち自身も学習を深め、意識を変えていくことも必要です。日教組の「インクルーシブのつぼみ」を参考にしながら、広く、保護者や地域の人たちとも社会的対話を推進し、「インクルーシブな社会」を築いていく必要があると感じています。

続いて、教研改革についてです。

神奈川県教組は、「ひらく」「つなぐ」「むすぶ」をテーマに、教研改革をすすめてきました。具体的には、地域で活躍している子どもたちの活動発表や教育実践にいかせる授業のネタの紹介、そのときの課題にあわせたテーマをもとにしたシンポジウムの開催、福祉団体やNPO、労働組合などが実践している教育プログラムの紹介など、地域に開かれ、参加者が「また参加したい」と思えるようなものをとり入れてきました。

今後は、これまで継承してきたものを大切にしながら教研改革をすすめていく中で、青年層教職員のニーズや期待を受け止め、さらなる展開をはかっていく必要があると感じています。特に、分科会運営においては、単にレポート発表の場だけではなく、ミニ講演会、実技実践、体験的な活動をとり入れる等、より柔軟なあり方を検討していきたいと考えています。

日教組においても、各県の状況や意見をふまえた教研集会を期待します。何十年も代わることのない紙ベースのレポート重視の分科会ではなく、時代に合わせ、ニーズに合わせた改革を期待しています。

一〇年先、二〇年先の学校の姿を想像してみて下さい。そこに、「子どもたちの生き生きした姿」「子どもたちや教職員の笑顔が輝く学校の姿」がみえるでしょうか？そのためにできることと、私たちの責任は大きいです。学校が変われば、社会が変わります。一〇年、二〇年先の姿を見据えた日教組のますますのリーダーシップを期待し、討論を終わります。

ともにがんばりましょう。

討論に参加する　宮坂執行副委員長

神奈川県教組の宮崎です。

この間の平和教育と憲法を守るとりくみについて、とりわけ青年層へ働きかけの視点から報告し、討論に参加します。

神奈川では七月五日を中心に『全県平和教育の日』と定め、県内全分会での平和教育の実践にとりくんでいます。また、地区教組での具体的なとりくみとしては、青年層の組合員が増えている現状をふまえ、「実践のすすめ方に悩む」平和教育担当者を集めて実践学習会を行った地区教組や教文研事業として平和作品展を開催し、毎年、小・中学校の子どもたちから、平和への願いがこもった絵画や平和教育の感想文などが出展されている地区教組もあります。地区教組の青年担当者が集まる青年教職員連絡協議会でも、昨年度は横須賀基地を中心としたフィールドワークを計画し、基地県神奈川の課題と教組のとりくみについて青年層への継承をはかりました。

この間、厚木基地では爆音をともなう夜間離発着訓練が続きました。第四次厚木爆音訴訟は、昨年一二月に最高裁判決が出され、自衛隊機の「飛行差し止め」と将来分の補償について一審・二審で認めていた判決を破棄という形になりました。また米軍機の飛行差し止めについては判断しないとしました。これを受け、原告団は第五次訴訟団をこれまでに無い規模で結成していくべく準備をすすめているところです。私たちは、沖縄に次ぐ第二の基地県である神奈川の現状をふまえ、平和教育のさらなる充実をめざしていく必要があります。

改憲勢力が国会両院で三分の二の議席を持ち、二〇二〇年と時期も示しての憲法改正が明言された今、憲法を守るとりくみにもこれまで以上に重要です。神奈川では、憲法擁護の立場から八回にわたり憲法学習会を開催し、学習を深めてきました。南スーダンでのPKO活動への自衛隊派遣や新任務「駆け付け警護」をめぐって課題が指摘されていた二月には、第七回として武蔵野大学の志田陽子さんを、「共謀罪」法の国会審議がすすんでいた五月には第八回として弁護士の倉持麟太郎さんをお招きしました。学習会を通して、憲法と私たちの自由、またそれらをめぐる国政の動きについて理解を深めてきました。ある二〇代の参加者からは「憲法の話は難しいイメージがあったが、これからの時代を教員として生きていくために、しっかりと理解しないといけない内容だった。考えたことを職場でもきちんと議論していきたい。」との感想が寄せられ、教組として学習の場を設定していくことの大切さを再確認しました。今後も、さらに憲法学習と運動が一体となるよう、とりくみを続けていきたいと思います。

最後になりますが、今年度から神奈川出身の北村智之さんが平和フォーラム副事務局長として活躍されています。平和をめぐる情勢は極めて厳しいところですが、現状打破にむけて、力を存分に発揮いただくとともに、神奈川県教組としても平和を守るとりくみをすすめる中で北村さんを全力で支えていきます。

神奈川県教組は、今後も全国の仲間と連帯し、魅力ある組合運動の構築をめざしてとりくみをすすめていくことを改めて表明し、討論を終わります。

ともにがんばりましょう。

討論に参加する　宮崎執行委員

大会宣言

70年前、日教組は、戦火で校舎が焼け「青空教室」などで授業した各地の教職員による戦前教育への猛省と民主教育創造への決意、さらには、窮迫する生活苦からの処遇改善要求をもとに組織されました。不戦の決意を示した「教え子を再び戦場に送るな」を日教組運動の原点とし、子どもや教育現場の実態、組合員の声を運動の中心に据え、平和・人権・環境・共生を尊重する民主的な社会づくりをすすめてきました。

今、日本は大きな岐路に立っています。

特定秘密保護法、安保関連法、「共謀罪」法の強行成立に続き、安倍首相は「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」とし憲法改悪を目論んでいます。戦後日本の歩みを支えてきた平和憲法は蔑ろにされ、私たちの命と生活が危機に晒されています。この国が再び戦争へとむかうことが決してないよう、憲法の平和主義を堅持し、立憲主義と民主主義を実現させるため、より広範な連携のもと運動をすすめていきます。

いじめ、不登校、自死など、子どもたちをとりまく課題は深刻化しています。政府のすすめる教育政策は市場原理・国家主義にもとづくものであり、子ども・学校現場の抱える課題に十分にむきあっていません。次期学習指導要領は、教育内容が精選されず、「資質・能力」の強調などにより、子どもを学びからいっそう逃避させることが危惧されます。ゆたかな学びの保障にむけ、子どもたちの実態にもとづき地域にねざしたカリキュラムづくりをすすめていきます。

教職員の心身の疲労は限界に達し、「生活時間の貧困」が深刻化しています。長時間労働の是正とワーク・ライフ・バランスの実現にむけ日教組は、「給特法の見直し」「業務削減」「教職員定数の改善」という「教職員の働き方改革３本の柱」を実現させるべく「長時間労働是正キャンペーン」に組織の総力をあげとりくみます。

私たちは、日本国憲法施行・日教組結成70年の節目の年に第106回定期大会を開催し、組織の統一と団結を固め、職場を原点にした組織拡大・強化と、青年層への運動の継承をすすめることを確認しました。本大会で決定された方針のもと、平和憲法とともに歩んできた日教組の歴史と運動に自信と誇りを持ち、すべての子どもたちに平和で民主的な社会を引き継ぐため、未来につなげる日教組運動をすすめていきます。

以上、宣言します。

2017年７月16日

日本教職員組合　第106回定期大会

ゆたかな学びを創造する学校づくりにむけた特別決議

厚生労働省の2016年度「国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」は13.9％で、依然として７人に１人の子どもが「貧困」状態にある。また、ひとり親世帯の貧困率は50％を超える。政府・自治体は、「貧困」は自己責任ではなく、日本社会の課題であるとの認識に立ち、誰もが安心して生活することができる十分な支援や施策をすすめていくべきである。学習権を保障し教育格差を解消するために、就学支援制度の拡充をはじめ、就学前教育の無償化、高校無償制への復元、大学等給付型奨学金制度の拡充を強く求めていく。

子どもの自死が後を絶たない。警察庁は、その主な原因・動機として、学業不振、親子関係の不和、精神疾患などを挙げている。しかしその実態は、構造的・複合的な要因が本人に重くのしかかり、生きることさえ困難な状況に追い込んでいった結果ではないだろうか。子どもが自死に至るまでに発したメッセージに気づくことができたのか。それを受けとめることができたのか。子どもを追いつめる社会のあり様を問い直すとともに、子どもの命・人権を大切にする教育実践をすすめていく。

次期学習指導要領等が告示された。将来の予測困難な社会を生き抜くための「資質・能力」を身につけることが強調されている。そのために、「指導と評価の一体化」をすすめ、「全国学力・学習状況調査」や「高校生のための学びの基礎診断」などの活用によるPDCAサイクルが強化されようとしている。また、「外国語」については、「グローバル化」の指標として、資格・検定のスコア向上、到達目標の達成が強く求められることが懸念される。到達目標にむけた点数向上のために、子どもは追い立てられ、ともに学ぶ楽しさが奪われようとしている。私たちは、「目標・評価から授業をつくる」のではなく、「子どもの実態から授業をつくる」ことを再確認し、子どもの学びを支援する評価を工夫しながら実践を積みかさねていく。

「特別の教科　道徳」については、一定の価値観や今ある規律や規範を前提に「考える」「議論する」ことが懸念される。憲法・子どもの権利条約などにもとづく普遍的な価値をふまえ、多様性を尊重し認め合い、人権教育と浸透し合う教育実践をすすめていく。

また、総則などにある「よりよい社会を創る」ためには、主権者・市民としての批判的思考を育み、社会をよりよく変えていくためのカリキュラムづくりにとりくむ必要がある。その前提となる子どもの権利を基盤としたインクルーシブな学校づくりをすすめていく。

今こそ、カリキュラム編成権が学校にあることを再確認し、子どものゆたかな学びの創造にむけ、「日教組カリキュラム提言」にもとづく、学校現場からの教育改革、教育研究活動を積極的にすすめていく。

以上、決議する。

2017年７月16日
日本教職員組合　第106回定期大会

教職員の長時間労働是正、ワーク・ライフ・バランスを実現し、生活時間を取り戻す特別決議

３月28日、働き方改革実現会議は「働き方改革実行計画」を公表した。時間外労働への罰則付き上限規制を導入するための、労基法36条改正案が秋の臨時国会で審議される。しかし、公立学校教員は「適用除外」となった。６月９日、政府は骨太方針2017において、「教員の長時間勤務の状況を早急に是正することとし、年末までに緊急対策を取りまとめる」ことを閣議決定した。それをふまえ、６月22日、松野文部科学大臣は、「教員の働き方改革」について中教審に諮問した。

文科省の16年度教員勤務実態調査では、時間外勤務時間数を１ヶ月あたりに換算すると、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間を超える割合が、小学校教員で33.5％、中学校教員で57.7％にもなっている。持ち帰り業務も含めた１日あたりの勤務時間は、06年度調査よりも、小学校では平日、休日とも30分増、中学校では平日30分、休日１時間20分増となっており、教員の勤務実態は限界に達している。また06年調査以降、文科省・各教委は業務改善施策をすすめてきたとしているが、その一方で長時間労働は深刻化し、教職員の「生活時間の貧困」が浮き彫りとなった。

日教組はこの間、「長時間労働是正キャンペーン」を連合、日政連議員などと連携してすすめてきた。こうしたとりくみが世論を喚起し、中教審への諮問につながった。中教審審議を、従前の「業務改善」などを中心とした検討にとどまらせてはならず、無定量な長時間労働の要因の一つである給特法を改廃するなど、抜本的な改革が検討されるよう引き続き中教審対策を強化していく。

教職員の長時間労働是正とワーク・ライフ・バランスを実現し、生活時間を確保することは組織の最重要課題である。また、教職員定数改善や授業の持ち時間数減のとりくみも引き続き行っていく。そしてこれらの実現が、結果として子どもたちのゆたかな学びへとつながる。今、教職員の長時間労働是正については、かつてないほど世論が高まっていることをふまえ、日教組は引き続き、全単組一丸となって、保護者・地域、連合をはじめ幅広い組織・団体とも連携して総力をあげてとりくんでいく。

以上、決議する。

2017年７月16日
日本教職員組合　第106回定期大会

「教え子を再び戦場に送るな」の不滅のスローガンのもと、憲法理念の実現をめざす特別決議

安倍政権は、安保関連法を強行成立させ、自衛隊による「駆けつけ警護」を可能にし、武器の使用範囲も拡大した。そしてPKOとして紛争地域に派遣、また朝鮮民主主義人民共和国の「脅威」を口実に他国軍との共同訓練を実施するなど、自衛隊による軍事行動の既成事実を積み重ねている。

また、法案をめぐる疑問や危惧が一向に払拭されない中、「共謀罪」法の成立を強行した。この法は、現代の「治安維持法」といわれるように「監視社会」を現出させ、人権や平和、民主主義を求める活動を弾圧し、委縮させるものである。国民の基本的権利を侵害し、「戦争のできる国」を顕在化させようとするものである。

今年の憲法記念日に「2020年まで」と期限を区切り、憲法９条に自衛隊の存在を明記するなど具体的改憲内容にまで言及した安倍首相の発言は、国務大臣らに憲法を尊重し、擁護する義務を負わせる憲法99条に明らかに違反するだけでなく、三権分立制の無理解すら露呈させた。

憲法９条に自衛隊を追記する口実として、安倍首相は「自衛隊が違憲のままでは無責任である。このままでは自然災害など国民の命を守る任務に命をかけることができない」などを挙げているが、どのような理屈を並べようとも、同条２項に矛盾し、憲法の平和主義を踏みにじることに変わりはない。９条を「改正」する必要はない。

さらに、教育の無償化のために憲法26条を「改正」すべきとも主張している。日本は、高等教育無償化の漸進的な導入を求める「国際人権Ａ規約」を推進しており、法律で十分対応可能である。教育無償化のための憲法「改正」は、国民を欺くものと言わざるを得ない。そもそも高校授業料無償制度を廃止したのは安倍政権にほかならない。

日教組は、憲法改悪をはじめとした平和・人権、民主主義を蔑ろにするあらゆる動きを断固阻止するため、広範な市民と連携し運動を展開していく。日教組結成70年の節目に、負の歴史をくりかえさないため、「教え子を再び戦場に送るな」の不滅のスローガンのもと、憲法理念の実現をめざすとりくみを組織の総力を挙げ、一層強化していく。

以上、決議する。

2017年７月16日
日本教職員組合　第106回定期大会

神奈川県議会議員 岸部 都さんに会いに行こう!

「会いに行こう!」シリーズ第三弾は、神奈川県議会議員（横浜市南区）の岸部都さんです。岸部さんは現在二期目。学校現場の代表として活躍されています。神奈川県議会の文教常任委員会の委員長として、神奈川のすべての子どもたちのために力を注いでくれている岸部さん。日々の活動にとても意欲的に活動されているお人柄や活動内容について、いろいろ質問してきました!

インタビュアー
横浜市教組　蒲谷　武雄さん
武田　幸子さん

―岸部さんが議員になろうと決断した理由を教えてください。

七年前、「貧困と格差」という言葉が世の中に出始めた頃、教員として経済的に困窮していた家庭の子どもたちを身近で見ていて、教室で一生懸命とりくんでも解決できないことが多々あることを感じていました。これは学校の問題ではなく、社会全体の問題であると感じていたのが一つ目。二つ目は、教育の問題は誰もが語ることができますが、そこに現場の目線が入っていないと感じていたこと。三つ目は、意思決定の場に女性が出ていかなくてはならないという強い思い、その三つがちょうど重なって、「誰かが議会に出なくてはならない」と声がかかったときに、「私がやるっきゃない!」と思いました。

―県議会議員として、日常的にどのような活動をされていますか。

「教育問題」「現場から見た教育改革」を中心に据えています。また「子どもと子育ての問題」、まだまだ子育て環境が十分に整っていません。それにつながる「福祉」「障害児者・高齢者の問題」にとりくんでいます。それらを支えるためには、予算が必要だという課題が出てきます。「街の活性化」を含めた経済の問題も同じようにとりくんでいかなければなりません。どのように財源を確保するのか、必要なところに予算をつけるためには、どこを工夫して予算立てをすれば良いか、具体的に話さなくてはなりません。そういったことから、「教育と福祉の充実」と「街と経済の活性化」この二つを考えてとりくんでいます。

―「教育」「子育て」に力を入れているということですが、特にその中で課題だと感じられている点を教えてください。

教育の問題で言うと、「多忙化」の問題が大きくあります。県としては「教職員の多忙化を解決すること」、そのためには「教育環境の整備」が必要不可欠です。これは県教委として一番の仕事です。それから、「子ども・子育て」の視点を持って、「子どもの最善の利益」を大切にすること。この言葉があまり出てこないことが課題です。障害や家庭的課題がある子どもたちにとって、「この子にはこういう支援が必要」という発想から話をしていかなくてはなりません。学齢期のどの子どもについても学童だけではなく、居場所が必要だとも思っています。進路や就学や就労を含めて、子どもが安心して社会に巣立つまで整えることを柱にとりくんでいます。

―小学校卒業後の「進学」について不安に感じている保護者も多く、相談を受けることがよくあります。障害のある子は養護学校に行くにも審査が必要になります。また、小学校までは放課後に学童保育やキッズクラブ等があったが、中学校になればそういったものはありません。中学生になった障害のある子の居場所については、横浜にはありません。そういったことは学校現場の私たちも考えていかなくてはならないと思っています。

少し前までは「公益財団法人よこはまユース」というところが居場所についてとりくんでいましたが閉鎖してしまったことは大きな痛手です。もう一度作るべきです。街の居場所として「子ども食堂」もありますが、中学生にとっては入りにくいこともあります。何気なく中学生がふらっと寄れるような場所が必要ですね。

神奈川県議会議員　岸部 都さん（写真中央）

―教育と福祉のことを一緒に考えていくことが必要ですね。例えば、療育センターが足りないので増設してほしいと声をあげても、基準は人口比で決まっているそうです。相談をしたくても順番待ちをしている保護者の方はたくさんいて、困っているのが現状です。学校の環境整備とあわせて福祉の窓口が足りないことも改善が必要だと思うのですが。

適切な対応を少しアドバイスしてもらうだけでも変わる可能性もあります。人口比で決まっている基準については見直す必要もありますね。

―今までの活動をされてきて良かったことは何ですか。

「インクルーシブ教育」という言葉が政策に使われ、県に「インクルーシブ教育推進課」ができました。教育の大きな柱に「インクルーシブ」という言葉が入ってきたことを、議会でとりあげ続けてきたことは良かったと思います。先輩議員が初めて議会で「インクルーシブ」という言葉を使ったときにはまったく理解されませんでした。それが今は学校教育でも社会でも、現場のとりくみや教研での研究、実践の成果もあって、大きな柱として使われるようになってきたことは意味があります。

もう一つは「働き方改革」に関わって、「教職員の働き方」も大きな柱になってきています。学校現場の声を伝えられる立場で、この改革に立ち会えることはとても大きな意味を持つと思います。

他には、児童養護施設を退所した後の相談場所で「あすなろ」というものを議会質問でとりあげたとき、他の動きとも相まって「あすなろサポートセンター」を翌年に開所することができました。自分が提案した政策が形になり、予算化されたり、現場の声を伝えることで予算が増額されたりして、現場の役に立ったと思えることが一番嬉しいことです。

―「環境整備」という点で、エアコンの整備がすすんでいることや、「児童支援専任」「学校司書専任」の配置がすすんできていることは、とてもありがたいことです。しかし、「多忙化」の改善がすすんでいるという実感は正直それほどありません。それについての政治的なアプローチはどういったことが考えられますか。

多忙化はこれだけ社会的に取り上げられている今が大きなチャンスです。以前、議会で教育委員会に対して「調査が多い」と取り上げたところ、三六〇あった調査を二〇〇に減らすことができました。それでも現場の多忙感は変わりません。教育委員会側のチェックも必要ですが、現場での確認も必要です。「第三者」の目を入れてマネジメントすることも考えられます。あとは、子どもに関わることで仕事の切り分けをして、専門としての「福祉」と連携がとれないでしょうかという提案をしています。それについてはどう思われますか。

―福祉的な視点から配慮が必要な子どもや家庭について、現状では担任が訪問や面談等を行っているので多忙を極める一因にもなっています。第三者的な存在の支援が教職員だけでなく、保護者にとっても安心につながると思うので、とてもいいと思います。

民生委員の方も、学校に入っていくことは難しい現状なので、入りやすい環境を整備していくことは一つの手立てです。今「ヤングケアラー」ということがあって、学校に来ない児童生徒が家で小さい子の面倒を見ているということが、藤沢で調査してもらったら実際にたくさんいることが分かりました。学校に来られないことの原因が家庭の問題であることもある訳です。多忙化解消の考え方の中で、教職員がやるべきことと、そうでないことの切り分けは必要で、そのために他機関との連携をはかっていかなくてはなりません。学校をプラットホームにして、もっと専門職に入ってもらうことで早期解決の手立てを打っていくと、子どもが安心して学べることにつながるのではないかと思います。

―学校では抱えきれないような福祉的な課題に対応することで、本来とりくむべき教育的支援や授業準備等を行うことが困難になっている現状があります。それ以外にも事務仕事の専門職という「業務アシスタント」等が増えていってほしいと思います。横浜では専任司書の方が的確にアドバイスしてくれていて、とても助かっています。

担任の先生が福祉のプロが担うようなことまでやらざるを得ない現状は改善しなくてはいけませんね。それぞれの専門職に、大切に「手渡し」できる環境整備をすすめなくてはなりません。つなげるコーディネーターはもっと必要になりますね。本務にとりくめることが後回しになっていては業務改善できません。これは「私」の仕事ではないよね、というときの「私」を「教職員」に変えてみて、個人ではなく社会全体の問題と考えなくてはならないと思います。教職員が抱え込まず、専門職につなぐという視点が大切なのだと思います。

―それでも「私」がしなくては、と責任感が強い教職員も多数います。安心して専門職へつなげられるという実感を持てないと不安です。

学校と専門職を早くつなげられるように他機関との垣根を低くしたり条件整備をすすめたりすることが欠かせません。福祉職の方の学習会に出席したときに「学校が抱えすぎている」と言われたことがあります。学校の外にいると手助けは必要だということは分かりますが、何をどうすれば良いのか、学校現場で今必要なことは何か、分かりにくいことがあります。そういう意味では現場の声を聞くことができる、それを伝えることができる私は、重要な役割を担っていると思っています。これからも、しっかりととりくんでいきます!

各専門部　定期総会報告

二〇一七年度　女性部定期総会

神教組女性部は、六月二二日、県教育会館において、代議員一一三人の参加により二〇一七年度定期総会を開催しました。

当日は、「女性差別撤廃条約の理念にもとづき男女平等社会を実現させよう」を合言葉に、二〇一七年度のスローガンと運動方針が決定されました。

はじめに神教組芹沢執行委員長より挨拶があり、来賓として、ご多忙の中かけつけてくださった神奈川県退女教会長の臼井百合子さんからご挨拶をいただきました。

また、日教組内海早苗女性部長、参議院議員那谷屋正義さん、神本美恵子さん、神奈川県議会議員の岸部都さんからのメッセージ等、多方面から激励のことばをいただきました。

挨拶をする　大橋女性部長

大橋部長は挨拶の中で、憲法改悪にふれ、安倍政権がいよいよ「戦争ができる国づくり」にふみだしたこと、『共謀罪』が強行に可決されてしまい、その横暴なやり方を前に、落胆せざるを得ない思いを語りながらも「それでも、あきらめずに声をあげ続けることが大切です」と呼びかけました。また、教職員の多忙な状況について、多方面のメディアでとりあげられる最近の動きについて、「この働き方改革をチャンスとして、自分らしさを保つ時間をぜひとり戻すとりくみにつなげたい」と、今後も子育てや介護に関わる休暇・休業制度の拡充、多様な働き方の実現などにとりくむことが必要であることを述べました。

さらに、日教組七〇周年を迎える中で、今ある権利は、これまで多くの先輩方の努力で築かれてきたものであり、今こそ先輩方の強い意志を未来につなげていかなければならないと述べました。

運動方針・スローガンに対する質疑では、介護に関わる休暇制度の改善点、不妊治療のための特別休暇新設に関わる質問などが出されました。討論では、ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた新たな学習会、妊娠時の勤務軽減措置の拡充、育児短時間勤務制度について、地域の実態に応じた男性教職員との共生をめざす女性部運動等について、各地区から具体的なとりくみや事例を交えて行われました。

総括討論では、日教組指令第一号「男女差別賃金撤廃」に始まり男女同一賃金をめざしたとりくみや、産休法・育休法と、権利獲得までに先輩方が築き上げてきた七〇年間の努力を継承することの大切さが語られました。また、さまざまな協議・交渉の場に女性がいることが、女性の声を届ける窓口「女性部」が確保されていることは大切なことであり、私たちのため、私たちの後に続く人たちのためにも働きやすい職場や社会になるよう活動を続けていかなければならないという意見が出されました。

そのほか、議事にて二〇一七年度の予算や新役員が承認され、最後に、「人権、ジェンダー平等の視点に立った民主教育の推進」「働き方の見直しをし、ワーク・ライフ・バランス社会をめざす」総会宣言が満場の拍手で採択され、総会は終了しました。

湘北地区教職員組合協議会
女性部
部長　髙橋　真美子

二〇一七年度　事務職員部定期総会

神教組事務職員部は、六月一七日に横須賀三浦教育会館にて二〇一七年度定期総会を開催しました。

はじめに、神教組芹沢執行委員長から、県新人事給与システムに関わる誤支給問題の現状や神教組の新たな組織について方向性を決めた後、さまざまな実務で時間が必要になる等の挨拶がありました。

加藤事務職員部長は挨拶の中で、共謀罪の趣旨を含む組織的犯罪処罰法の強行採決や加計学園問題、森友学園の問題等、政府に都合の悪いものには蓋をし、権力に対して異議を唱える者には処罰を与え、言論の自由や国民の知る権利を奪っていく、そういった一連の流れにあるのではないか等、述べました。二〇一七年度は事務職員にとって大きな変革の年になった。一つは教職員給与費の政令市移譲であり、もう一つは、事務職員に係わる法改正、学校教育法で事務職員の職務について「従事する」から「つかさどる」に変わったことと、地教行法で「共同学校事務室」が創設されたこと。また、政令市移譲については、特に神奈川は横浜市・川崎市・相模原市と全国にも例を見ない三政令市を抱えての移譲だったが、任用一本化は回避できた。しかし、市当局は任用の一本化を断念したわけではなく、今後提起してくることが必至の状況だと思っている。任用一本化は一言で言えば、義務教育諸学校における学校事務という職域の崩壊を招きかねないものであり、これまで諸先輩方が築き上げてきた学校事務の確立、この運動をさらに強固なものにしていかなければならないと思っている。賃金や権利についても政令市教組は、それぞれ市労連等に結集して単独でとりくまなければならず、事務職員部も事務職員賃金等、単独でとりくまなければならない。こうしたことから今神教組では、新たな神教組組織のあり方について検討をすすめており年内にまとめる予定と聞いている。「共同学校事務室」についても立法化したことにより、事務組織・共同実施のとりくみの強化が必要である、と述べました。

開催地区である三浦半島地区教組の丸茂執行委員長からは、特定秘密保護法、安保関連法、共謀罪、これらを子どもたちに残すという形になっており、なんとしても平和憲法を守らなければならないと思っている。三教組は地元を中心とした反戦・平和の運動を重視し、平和憲法を守り抜き、教え子を再び戦場に送らないとりくみを今後もすすめる等について挨拶がありました。

続いて、二〇一六年度経過報告、二〇一七年度運動方針についての提案が行われ活発に質疑・討論が交わされました。主な内容は次のとおりです。

一、「事務組織」を整備し、加配のない「事務組織」も積極的に推進すること。

二、賃金改善については国の動向を注視しつつ、六級・五級定数の維持・拡大をはかるために職務内容を明確にさせるようとりくむこと。

三、定数については事務職員の役割・重要性を認識させ、問題の解決にとりくむこと。

四、定年延長と再雇用の賃金改善をめざし、働き続けることができる職場づくりにとりくむこと。

五、組織の強化・運動の継承にむけ若年層・中堅層の学習・交流の場を設ける等にとりくむこと。

修正案は六〇本提出され、一本を受け入れました。二〇一七年度運動方針は、修正案を含めた原案が可決・決定されました。

最後に、今回で退任となる役員からの挨拶がありました。引き続き、神教組事務職員部運動の前進と新たな学校事務の創造にむけ、七地区教組が連携をしてとりくむことを確認し、総会は成功裡に閉会をしました。

事務職員部
副部長　小野間　章

二〇一七年度　養護教員部定期総会

神教組養護教員部は六月二三日、県教育会館において一一六人の代議員の参加により定期総会を開催しました。はじめに、神教組芹沢執行委員長、養護教員部臼井部長より挨拶がありました。部長からは、子どもの安全・健康やプライバシーを守ることを基本に、諸課題についてとりくみをすすめていくことや、給与負担等の政令市移譲にともない、二〇一八年度からの「新たな組織」にむけて運動のあり方を検討していく年になることなどの話がありました。また、来賓として日教組養護教員部原部長、学校保健連合会濱野部長、横浜市会川口議員より、子どもたちをとりまく諸課題や学校保健に関わる情勢を交え、ご挨拶をいただきました。

挨拶をする　臼井養護教員部長

続いて二〇一六年度運動方針について提案がありました。

一、地域からの教育改革実現をめざし、民主教育を確立するとりくみ

◎子どもの人権を守り、生命と健康を大切にするとりくみでは、アレルギー疾患への対応において、学校の体制づくり、研修のあり方等について意見反映を行うとともに、アレルギー疾患を有する子どもが安心して学校生活を送れるようとりくんでいく必要がある。

二、生活と権利を守るとりくみ

◎職務内容検討委員会では、子どもたちの健康課題への対応と養護教諭の職務確立をめざした白書運動をすすめている。定期健康診断の実施にあたっての校内体制や健康教育への生かし方について調査研究を行った。

◎定期健康診断については、スクリーニングであり、教育活動の一環であること、学校保健安全法を遵守し、人権を守りプライバシーの保護につとめることを基本的なおさえとし、今後も目的、必

入って安心♪
あんしん むすぶ
教職員共済
もうご加入してますか？
教職員の助け合い！
総合共済
お問い合わせは、お気軽にどうぞ♪
厚生労働省認可
教職員共済 神奈川県事業所
TEL 045−242−6660
FAX 045−242−3881

二〇一七年度 障害児教育部定期総会

挨拶をする　柴田障害児教育部長

神教組障害児教育部は、六月一七日に県教育会館で第五五回定期総会を開催しました。障害児教育部は、各地区教組から常任委員を選出することで、特別支援学級の担任や、障害児が在籍している通常学級の担任の要望・意見も直接伝わり、インクルーシブな学校・社会を創造するための議論が年々活発になっています。

議事に先立って神教組芹沢執行委員長から、パイロット校の様子と高校通級や入試選抜制度の課題について説明があり、続いて、政令市移管にともなう組織問題について挨拶がありました。日教組障害児教育部下坂部長のメッセージでは、今回告示された特別支援学校学習指導要領は、幼・小・中の学習指導要領と同様に、特別支援学校においても「資質・能力」論に特化された目標と教育内容が示されており、子どもたちを目標達成にむけて追い立てることにならないか危惧されました。その後、四七人の代議員の出席の下、二〇一六年度のとりくみと二〇一七年度の活動方針について議論が交わされました。

経過報告の後、第一号議案、二〇一六年度のとりくみの総括では、谷口副部長から次期学習指導要領のパブリックコメントに参加したことで意見反映がなされたことが報告され、教育相談（特別支援教育）コーディネーターの後追い補充がインクルーシブな方向に活用されているかどうかの問題提起がありました。質疑では、横浜から巡回看護師配置の問題点があげられました。質疑の後、日教組インクルーシブ教育推進委員の佐々木義司さん（西湘）より高校特別支援学校入学者選抜の課題と「インクルーシブのつぼみ」の活用方法について紹介がありました。

第二号議案では、二〇一七年度運動方針および予算案が柴田部長より提案され、「今後の障害児教育部のあり方について」「全県的な課題について」などの質問が出されました。「組織のあり方については、現在協議が行われているが、障害児教育部の課題解決にむけて、今後も連携していく必要がある」全県的な課題については、「インクルーシブ教育の推進や定数改善の国への要望等について引き続きとりくんでいく」と答弁がありました。

第三号議案では、部長に柴田誠（三浦）、副部長には谷口弘子（川崎・向小分会）・阪元秀一（横浜）の三人が選出されるとともに、常任委員に、高木克明（横浜）・古巻智子（川崎）・鶴迫隆一（三浦）・古川貴也（湘南）・矢島礼子（湘北）・真鍋礼子（中）・佐々木義司（西湘）の七人が選ばれ、今年度の新役員が承認されました。最後に支援教育をインクルーシブ教育として確立するために各地区が連帯して障害児教育部運動をすすめることを確認して、定期総会を終了しました。

障害児教育部
部長　柴田　誠

【答弁】がん対策等、国の施策にもとづき、今年度、神奈川県においても希望者に対して検査や除菌の計画がある自治体がある。中学生に対する検査や除菌の必要性や安全性が実証されていないこと、学校は教育の場であり、医療の場ではないことをふまえ、今後も動向を注視する必要がある。教育委員会や関係機関へ、私たちが懸念する点を発信していきたい。

質問②色覚検査の課題について

【答弁】色覚検査は健康診断の項目から削除された経緯があり、復活したわけではない。検査は教職員が行うものではなく、学校医が健康相談において行うものであること、保護者や教職員への色覚特性の周知や、ユニバーサルデザイン等の教室の環境づくりにとりくんでいきたい。

また、横浜市教組から「これまで七地区が情報を共有し意見交換をしながら、養教部の基盤を築いてきた。今後も神奈川の養護教諭としてともにがんばっていきたい。」という討論がありました。

その後、議案が全て可決承認され、新執行部体制のもと、養教部運動をすすめるために七地区が連携してとりくむことを確認し総会を終了しました。

養護教員部
副部長　大澤　光子

二〇一七年度 栄養教職員部定期総会

神教組栄養教職員部は、六月二三日に県教育会館において、代議員四〇人の参加により第一九回定期総会を開催しました。

総会開催にあたり、神教組芹沢執行委員長より、「栄養教諭の割合を増やすよう全県で運動をすすめたい。また、政令市は市費移管されたが、神奈川県では今年度中に来年度にむけて新たな組織づくりをして行く予定である。」との挨拶がありました。

小森栄養教職員部長による経過報告は以下の通りです。

- 栄養教諭任用替えの経験年数を下げた。八校に一人の定数が六校に一人になり、食教育の充実を推進できることになった。しかし、新規の栄養教諭の賃金については再計算方式ではなく、直近上位方式になったことが課題である。
- 時間外勤務手当については財政確保が厳しい中、一一九時間確保ができた。
- 各論交渉では、全校配置・栄養教諭への任用替え・兼務解消・臨任職員確保・学校籍になった共同調理場栄養教職員の労働条件整備・研修参加・結核等にかかわる休職についての交渉を行った。
- 今後も継続して栄養教諭の職の確立と職務内容の整理等を行い、負担が過度にならないようにすること、栄養教諭の任用拡大、希望者全員が栄養教諭に任用されること等の交渉・協議をすすめていく。
- 食物アレルギーや特別な配慮を要する児童生徒数の増加による保護者面談の時間確保、事務作業量の著しい増加にかかわらず人員の配置や施設改善が行われない現状や、直接人命にかかわる不安感などの問題点について、学校全体・全教職員で組織的に対応していく必要がある。
- 中学校給食実施の動きが広がっているが、現状の問題点を整理し、経過を注視していく必要がある。

経過報告に引き続き二〇一七年度の運動方針案、予算案が提案され、賛成多数で可決されました。

黒田新部長、新役員も承認され、各地区が連携して運動をすすめることを確認して定期総会を終了しました。

挨拶をする　小森栄養教職員部長

栄養教職員部
副部長　真鍋　繭美

教育の振興と教職員の福祉向上に寄与します

2017年度 弘済会事業

● 教育振興事業

1 奨学事業	2 教育研究助成事業	3 教育文化事業
貸与奨学金 在学1年につき　25万円 最高1人　100万円 給付奨学金 給付金　1人　6万円	学校研究　30万円・10万円・5万円 グループ研究　2万円 個人研究　1万5千円 団体研究　別途 研究紀要補助金助成	奨励金 弘済会コンサート 感謝コンサート 学校図書館教育推進支援
無利子の奨学金のご活用を	有益な教育研究などに助成金を交付します	教育文化の振興充実をはかります

● 福祉事業

1 福利厚生事業		2 損害保険事業	
宿泊補助　1泊	2千円	教弘まなびやスーパープラン	学校賠償責任保険
結婚祝金	1万円	新・教弘自動車保険（団体割引あり）	学校旅行総合保険
出産祝金	1万円	ちょいのり保険	教職員収入ロングウェイサポート保険
小学校入学祝金	1万円	火災保険（団体割引あり）	
健康増進補助	5千円		
（61歳・62歳・66歳時医療費助成）			
※66歳時は平成29年度より実施			
そのほか継続祝など			

● 共済事業（提携保険事業）

教育関係者だけが加入できます

ユース教弘保険
新教弘医療保険α
新教弘介護保障付終身保険
新教弘保険
新教弘保険K型

※「教弘保険」の契約者配当金が、本会の公益事業（奨学事業・教育研究助成事業・教育文化事業）等の事業資金になっています。

公益財団法人 日本教育公務員弘済会　神奈川支部
支部長　伊藤 博彦

株式会社 神奈川教弘
〒231-0056 横浜市中区若葉町3丁目43番3 神奈川教弘会館内　TEL 045-250-3800　FAX 045-250-3811